

重要事項説明書

(相談支援事業)

利用者： _____ 様

事業者：株式会社 福祉ステーションちえの和

ちえの和みんなの相談窓口 明石事業所

1 指定計画相談支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社福祉ステーションちえの和
代表者氏名	黒田 千恵子
本社所在地 (連絡先)	伊丹市鴻池 5-6-6 電話 072-773-5770 ファックス番号 072-773-5771
法人設立年月日	平成 25 年 11 月 22 日

2 ご利用者への指定計画相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ちえの和みんなの相談窓口 明石事業所 ちえの和訪問看護ステーション 明石事業所 ちえの和ケアプランセンター 明石営業所
サービスの 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 障がい児 発達に不安のあるお子様 精神障がい者 (看護) 介護保険・医療保険・自立支援医療
明石市 市指定 事業所番号	指定計画相談支援 障害者 2832000067 (令和1年11月1日指定) 障害児 2872000308
事業所所在地	明石市南貴崎町 8-2 (株)福祉ステーションちえの和 明石事業所
連絡先 相談担当者名	電話番号 078-945-5595 ファックス番号 078-945-5594 ちえの和みんなの相談窓口 明石事業所 猪野 真木
事業所の通常 の事業実施地域	明石市、神戸市、加古川市、姫路市、三木市、高砂市、稲美町、 播磨町 (それ以外の地域でもご相談ください)

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (但し 8/13～15、12/29～1/3 は休み)
営業時間	9時～17時

(3) 計画相談支援の可能な日と時間帯

計画相談実施日	月曜日～金曜日 (但し 8/13～15、12/29～1/3 は休み)
実施時間	9時～17時

(4) 事業所の職員体制

管理者	猪野 真木
-----	-------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	<p>1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常 勤 1 人
相 談 支 援 専 門 員	<p>【基本相談支援】 障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【指定サービス利用支援】 支給決定又は支給決定の変更前に、利用者等との面接を行い、利用者又は家族の希望や状況等を把握し、サービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後に、サービス事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。</p> <p>【指定継続サービス利用支援】 市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>	常 勤 2 人 (管理者を含む) 非常勤 2 名

3 提供する指定計画相談支援の内容

(1) サービス利用支援

利用者等との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

【サービス等利用計画作成の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
4	サービス等利用計画案の説明・交付	サービス等利用計画案の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案を利用者等に交付します。
5	サービス担	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画

	当者会議の開催	案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	サービス等利用計画の交付	完成したサービス等利用計画を利用者又はその家族、福祉サービス担当者に交付します。

(2) 継続サービス利用支援

モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。
サービス等利用計画の変更	サービス等利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障がい者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障がい者支援施設等からの退所や精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障がい福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行います。

4 提供する指定計画相談支援の利用者負担額について

指定計画相談支援	利用者負担額は発生しません。※
----------	-----------------

※ 計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に計画相談支援給付費の支給を申請してください

5 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	猪野 真木
	イ	連絡先電話番号	078-945-5595
		同 ファックス番号	078-945-5594
	ウ	受付日および受付時間	月～金曜日、9時～17時

※ 担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6 指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定計画相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者であること、継続

サービス利用支援のモニタリング期間、障がい福祉サービス等の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して相談支援提供上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

- (3) 計画作成時やモニタリング時にアポイントを取る際連絡が取れないことが続いた場合は更新書類が作成できないため、市役所に一報し契約解除となる場合があります。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号)に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止責任者 猪野真木
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・虐待防止委員会を設置しています。
- ・成年後見制度利用支援を行っています。

8 感染症対策等

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- ・職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ・事業所は次の通り衛生管理等の責任者を定めます。 衛生管理責任者 猪野真木

9 業務継続計画の策定等について (BCP)

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する相談支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- ・事業所は次の通り業務継続計画の策定等について責任者を定めます

業務継続計画策定等責任者 猪野真木

10 ハラスメント対策

事業者は介護現場で働く社員の安全確保と、安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ・事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は許容しません。

身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為

意に添わない性的言動、好意的態度の要求等性的な嫌がらせ行為

（上記はご利用者およびその家族、当該職員、他事業所の方が対象となります）

- ・事業所は委員会を設置しハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどをもとに即座に対応し再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

- ・職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修や検討会を実施し現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

- ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

- ・事業所は次の通りハラスメント対策責任者を定めます。

ハラスメント対策責任者 猪野真木

11 法令遵守

事業所の事業運営にあたり、関係法令・諸規程の遵守及び社会倫理に基づくルール・マナーを守り、法人として求められる社会的責任と公共的使命を常に自覚し健全な業務運営に努めるものとします。

事業所及び職員に対する法令遵守の確保については、委員会を設置、法令遵守責任者の指示のもと、定期的に全体会議・部署会議などでその周知徹底を図るものとします。

法令遵守責任者 黒田 千恵子

12 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 指定計画相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示する</p>

	こととし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	--

1.3 緊急時の対応方法について

①

指定計画相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

②

上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

1.4 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.5 身分証携行義務

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1.6 記録の整備

利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。

- ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - ・アセスメントの記録
 - ・サービス担当者会議等の記録
 - ・モニタリングの結果の記録
- ③ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ④ 利用者からの苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

これらの記録は指定計画相談支援完了の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

1.7 苦情解決の体制及び手順

(ア) 提供した指定計画相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

【事業者の窓口】 ちえの和みんなの相談窓口 明石事業所 相談責任者 猪野 真木	9時から17時 受付時間 (月)～(金) 祝日等を除く 電話番号 078-945-5595 ファックス 078-945-5594
【市町村の窓口】 明石市役所 障害福祉課 明石役所 福祉施設安全課	9時から17時 受付時間 (月)～(金) 祝日等を除く 電話番号 078-918-1344 電話番号 078-918-5279
【公的団体の窓口】 兵庫県 国保連	9時から17時 受付時間 (月)～(金) 祝日等を除く 電話番号 078-341-7711

18 指定計画相談支援の実施開始可能年月日

指定計画相談支援実施開始が可能な年月日	令和 年 月 日
---------------------	----------

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県伊丹市鴻池 5-6-6
	法人名	株式会社福祉ステーションちえの和
	代表者名	黒田 千恵子
	事業所名	ちえの和みんなの相談窓口 明石事業所
	説明者氏名	猪野 真木

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	